

アイエム ニュース!!

夏季号

第29号

2013.7.10

発行

【記事の内容】

■訪問インタビュー第8回

医療法人社団 わかさ内科クリニック

理事長 若狭 豊先生

- 医療法人
■税 務
■経営改善・経営相談
■労務管理 ①
■労務管理 ②
■保険・資産運用
■人 財
- 相続税改正による医療法人への影響
病院・診療所の相続・贈与の税務対策（5）
「患者期待度アンケート」からの増患対策
改正労働契約法の解説③
『出生数は過去最少で、死亡数は戦後最大になっています』
ドクターのライフステージ①
メンタルヘルス不全の予防と対策について

■ドクターのための「無料個別相談会」のご案内

～税務・会計・人事・労務・医療法人・経営改善・保険・資産運用の無料個別相談サービス～

医療経営のご相談は、(有)アイエムが承ります！

■シンボルマークの意味 「すべての地域住民が安心できる医療サービスを受けられるように」と願いを込めて製作しました。

○は、地域社会を表現しており、両手で包みこむように抱きしめ、地球に住む全ての人々が安心して医療を受けられる体制を表しています。また、大切な人の命を支える医療機関のために、私たち“アイエム・コンサルティングチーム”のメンバーが、良質な情報提供やサービスを通してトータル的にサポートする姿でもあります。

青は、青い地球や生きる上で必要な水の色。緑は、安心して良質なサービスを表現。黄は、未来の医療のさらなる発展を願い、貢献している！という思いを込めています。



～訪問インタビュー 第8回～

医療法人社団わかさ内科クリニック



わかさ内科クリニック 外観



理事長 若狭 豊 先生

【医療法人社団わかさ内科クリニック 沿革】

平成10年10月 わかさ内科クリニック 開業

平成14年 6月 医療法人社団わかさ内科クリニック 移行

【法人概況】

所在地：石川県金沢市西念3丁目16番25号

診療科目：内科、小児科、循環器内科、胃腸科

病床数：無床

— 貴院の特徴を教えてください。 —

当院は、平成10年10月に私が開業をしました。循環器中心の内科無床診療所として、医師1名・看護師3名・事務員2名の体制で日々診療にあたっています。

当院の立地と周辺環境についてですが、当院が存する金沢駅西地区は官公庁・企業・店舗・住宅等が多くある地域のため、電車・バス等の様々なインフラが整っており、高齢な方でも比較的行動がしやすいエリアです。そのため生活圏としても成り立っており、従来からある住宅に加えて石川県庁等がある鞍月付近や、新興住宅等が多く建ち始めている畝田・無量寺エリア付近などを中心に、若い方から高齢な方まで様々な年齢層の方がお住まいの地域です。

そういった環境のため、現役でお仕事をされている成人の方のみならず、おじいちゃん・おばあちゃんからお孫さんまで家族全員が当院に来院して下さるご家庭も多くあり、様々なご相談を頂きます。

新興住宅が多くあることやインフラ環境が一定程度整備されていることから、小児の患者さんも多く来院されるため、各種ワクチンの接種や乳幼児健診等にも対応しています。あわせて、待合室についてはスタッフ等とも相談して、小児の患者さんでも楽しんで待ってもらえるように、色合いや備品等には気を配るようにしています。また、外部活動として、近隣の保育園や小学校の園医・校医等を担当させて頂いたり、金沢市教育委員会に心臓検診委員会委員としてご協力をし、小児の検診に携わらせて頂いています。

また、スポーツに多くの関わりを持たせて頂いていることも当院の特色の1つです。私は財団法人日本体育協会認定スポーツドクターとして登録をさせて頂いており、スポーツ選手の団体に随行したり、メディカルチェックを行う等の活動をしています。

石川県体育協会のスポーツ医科学委員会に属していたこともあり、金沢市総合体育館で毎月1回、アスリートの体力運動負荷試験の立会いに対応しています。また、スポーツ選手が健診を受けに当院へ来院して下さることも多く、スポーツ分野には多く関わらせて頂いています。スポーツは、幅広い世代の方が楽しむことができ、かつ健康面にも良い影響を与えるものであり、医療との関係性は深いため、今後も関わっていきたくと考えています。

また、治験に積極的に協力をさせて頂いているこ

とも特色の1つです。

当院が早くから導入している動脈硬化測定装置を用いて、多くの患者さんに対し測定・治療計画策定及び薬剤治療等を行い、また患者さん同意のもとでデータを活用させて頂き、様々な治験に協力させて頂いています。

様々な検査・治療等のデータは、迅速かつ分かりやすく患者さんにお伝えし、最新の治療方法等を提供していく必要があると感じていたため、開業当初より、出来る限り検査結果を院内で患者さんに直接当日にご説明したり、治験等にもご協力できるよう必要機器等を順次整えてきました。血液検査については、採血結果が院内で患者さんへ当日にご説明ができるようにしたり、動脈硬化測定装置についても金沢市内でいち早く導入し、PWV（脈波伝播速度）を用いて動脈硬化測定を行ってきました。動脈硬化測定については、別の動脈硬化測定装置を最近導入したことにより、CAVI（心臓足首血管指数 Cardio Ankle Vascular Index）を用いて、より正確な検査情報を得ることができるようになり、治療へと繋げています。この機器からは、結果が図やグラフを用いて患者さん説明用に出力され、現状の数値と本来あるべき数値のギャップ等を測定当日に分かりやすく見て頂くことができます。治療への意識づけが促され、患者さんご自身が積極的に関心を持って治療に加わって下さるため、大きな効果にも繋がっています。

その他には、X線撮影装置や超音波診断装置、エルゴメーター（運動負荷心電図）、ホルター（24時間心電図）等を有しています。

その他には、訪問診療や産業医については従来から対応させて頂いており、また平成16年からは石川県警察協力医として検死のご依頼を受け対応をしています。



—患者満足度向上のためにどのようなことを実践していますか？—

前述のような当院の取り組みの中で、治験への参加・協力は、結果として来院頂く患者さんの病気予防・健康維持・治療等の面から大変良い効果があると考えます。当院は、EWTOPIA75（高LDLコレステロール血症を有するハイリスク高齢患者に対するエゼチミブの脳心血管イベント発症抑制効果に関する無作為比較試験）や、日本臨床内科医会・インフルエンザ研究班としてインフルエンザ研究・調査及び治療薬開発・評価等（インフルエンザ共同研究FLU・STUDY‘12-13/JPA）への参加など、様々な試験・治験に関わらせて頂いています。世界規模や全国規模など様々な規模・内容のものに参加をしていますが、ご協力頂く患者さんには、ご自身の様々な数字がどのように活かされ、ご自身の治療等にどのように影響するか等の趣旨や内容等をご説明することで、関心をもって頂くことができ、ご協力を頂いています。

一方でデータを提供頂くことから、それによって得た情報を最終的には当該患者さんに対する治療という形で、よりスピーディにかつ正確にフィードバックすることが大変重要であり、様々な試験等に参加する目的でもあります。

検査結果等の臨床指標が記載された資料の内容は、我々医療職にとっては標準的でも、患者さんご自身にとっては、関心を持たねばならない反面理解するのが容易ではない専門的なものであるため、医師や看護師等の指示に委ねる形になってしまっています。

一方で、前述のような様々なご説明を加えながら、より迅速に結果を出力しかつ患者さんが読み取りやすい資料を使ってフィードバックをすることで、関心を持って頂くことができ、結果的に治療成果・治療満足にも繋がっていると考えています。

—スタッフ教育面で特に重視していることを教えてください。—

当院には、様々な機器・システムがあることや、最近では医事システムが電子化されたこと等から、これらの機器を一定程度使うことができる必要があります。将来的には電子カルテ化なども控えることなどから、コンピュータ等の電子機器の取り扱い知識習得の必要性を感じ、今後の課題とも言えます。

院内のスタッフ間の雰囲気についてですが、当院のスタッフは長く勤めて頂ける方が多く、また年齢層もバランスが良く、仲よくやってくれているのではないかと感じています。看護師・事務員共に2名以上ずつ勤務しており、どちらかがやむを得ず退職を余儀なくされても、残る1名が次に入職してくれる方の教育係を自然に務めてくれる雰囲気があります。そのため、日頃の医院の雰囲気作りにも貢献してくれ、年末や年始などに都度行っている食事会や各スタッフの誕生会などの際も和気あいあいと行ってくれています。

来院される患者さんを良い雰囲気でお迎えできるよう、雰囲気作り等には今後も気を配っていきたくと考えています。

—貴法人の目指す今後の方向性を教えてください。—

現在も取り組んでいる治験への参加・協力に対しては今後も参加・協力していきたいと考えています。

最新の診断・治療方法等を積極的に取り寄せたり、患者さんに対し迅速にかつ分かりやすくご説明をし治療に取り入れていくことを実践していきます。

あわせて、こういった研究等で得られた結果を積極的に広げていきながら、新しい検査法等を見出していく活動なども将来的にできればと考えています。

一方で、当然ながら当院で全てのことを対応できるわけではないため、やりたいこと・担うべき役割・できないこと等を見極めることが大変重要と考えています。できないことについては、連携先である石川県立中央病院、金沢社会保険病院や近隣の民間病院及び専門の診療所などへ紹介をさせて頂くことは、今後も積極的に推進していきます。

また、前述のとおり電子カルテの導入については当院の近い将来の課題です。医療業界で様々なITシステムが構築され普及してきているため、当院でも出来る限り早期により良いものを導入して様々な機器等とも連動させながら、より効率的かつ効果的に運用していく必要があります。地域の連携先や診療元等ともデータ等で共有しながら、より適切に予防・治療等に繋げることができればと考えています。

地域にお住いの、特に高齢な方や独居で在宅にいらっしゃる方に対する医療や介護サービス等の提供量は、まだまだ不足していると感じ、それは全国・県内全域・市内の共通課題です。昨春の診療報酬改定において機能強化型在宅療養支援診療所が区分新設されたり、地域医療計画において在宅が5疾病5事業と同程度として扱い計画をされるなど、医療制度上も推進する流れがあります。様々な形態の介護施設が多く整備されている中で、適切などところと積極的に連携を行い、当院で提供させて頂ける医療とも良い形で融合したり、当院も積極的に訪問診療など在宅分野へは今後も注力していきます。

当院の特色を活かしながら、やること・やらないこと・担うべき役割等を整理し自院のポジショニングを明確にして、今後も日々の診療にあたっていきたくと思います。



【編集後記】

様々な大規模治験・試験に参加されることにより、日常診療の中での様々な臨床データをより効果的な形で患者さんへフィードバックしておられるため、患者さんもご自身の治療や数値に対しより関心を持てるのではないかと感じます。

（聞き手：アイエム医業経営コンサルティングチーム 税理士法人ノチデ会計/榊金沢医業経営研究所 笠田圭介）



相続税改正による医療法人への影響

【概要】

平成25年度税制改正のうち相続税に関して、主に「基礎控除4割縮小」、「最高税率が50%から55%へ引き上げ」の2点が改正（平成27年1月1日以後の相続から適用）となります。

それに伴い医療法人の事業承継及び相続税に大きな影響を及ぼす可能性が高く、**医療法人経営における喫緊の最重要課題の1つ**です。

《基礎控除4割縮小》

★相続人が多いほど影響大

	現行	改正後	課税遺産額増加
相続人2名	7,000万円	4,200万円	2,800万円
〃 3名	8,000万円	4,800万円	3,200万円
〃 4名	9,000万円	5,400万円	3,600万円

《最高税率が50%から55%へ引き上げ》

現行			→	改正後		
課税財産	税率	控除額		課税財産	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-		1,000万円以下	10%	-
1,000万円超3,000万円以下	15%	50万円		1,000万円超3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超5,000万円以下	20%	200万円		3,000万円超5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超1億円以下	30%	700万円		5,000万円超1億円以下	30%	700万円
1億円超3億円以下	40%	1,700万円		1億円超2億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円		2億円超3億円以下	45%	2,700万円
				3億円超6億円以下	50%	4,200万円
				6億円超	55%	7,200万円

【医療法人への影響】

平成19年3月31日以前に設立された医療法人を「持分の定めのある医療法人」といいます。設立当初に出資者から出された出資金（出資者の大半は理事長）は、その後の毎年の黒字運営により、その価値が膨らむ仕組みとなっています。その結果、出資当初はさほど大きな金額ではなかった出資金が、現時点で時価評価をしてみると、膨大な価値（当初の10～20倍程度が多い）になっている医療法人が大半です。

その、膨大な価値になっている出資金は、出資者に万が一のことがあった場合に**出資者個人の財産として、膨大な価値のままに相続人に相続**されます。

上記の**税制改正に伴い、当該相続財産を受け取る側の相続税負担は、これまで以上に重くなる可能性が極めて高くなります。**

【対応策】

平成19年3月31日以前に設立された医療法人は、出資者（主に理事長）に万が一のことが起こる前に、**①出資金の現在評価及び相続税負担の試算**を行い、**②相続税負担が重いと判断される場合は、然るべき対応策をとる必要があります。**

当事務所では、医療法人の出資金評価及びその後の対策ご支援に力を入れさせて頂いております。「自法人の現状把握だけでもしておきたい」等、どのようなことでも結構ですので、お気軽に何なりとご相談下さい。

税務・会計

税理士法人ノチデ会計
代表税理士 後出博敏
株式会社金沢医療経営研究所
代表取締役 後出博敏



会社紹介

昭和51年創業。スタッフ(28名)の中に、税理士・医療経営コンサルタント・中小企業診断士・社会保険労務士・行政書士・FP・事業再生士などを有する総合事務所。顧問先の多数を占める医療分野には特に力を注いでおり、「経営のトータルアドバイザー」として税務会計のみならず医療経営に関する情報提供・改善提案などを行っている。また、(一人医師)医療法人化・特定医療法人及び基金抛型医療法人等への持分なし医療法人化、「医療経営塾」等の各種セミナー開催、病医院の診療圏調査・患者分布調査なども実施している。

URL http://nochide_kaikei.tkcnf.com

病院・診療所の相続・贈与の税務対策(5)

Q 平成25年4月から導入された「教育資金の一括贈与の非課税措置」は、どのような税制改正なのですか。

A **1. 背景**

現行制度では、扶養義務者間（親子間等）で必要の都度支払われる教育資金は贈与税非課税である。しかし、教育については将来にわたり多額の資金が必要であり、「一括贈与」のニーズも高い。

高齢者世代の保有する資産の若い世代への移転を促進することにより、子どもの教育資金の早期確保を進め、多様で層の厚い人材育成に資するとともに、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援し、経済活性化に寄与することを期待するものである。

2. 制度の概要

- ・祖父母（贈与者）は、子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円（※）までを非課税とする。
※学校等以外の者に支払われるものについては500万円を限度とする。
- ・教育資金の使途は、金融機関が領収書をチェックし、書類を保管。
- ・孫等が30歳に達する日に口座等は終了。
- ・平成25年4月1日から平成27年12月31日までの3年間の措置。

3. 教育資金とは

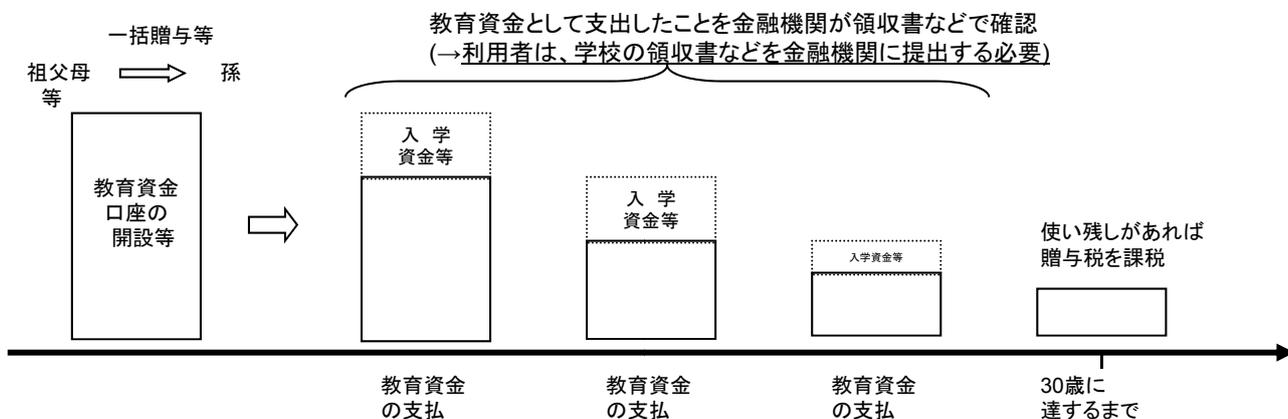
- (1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭
- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
 - ② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

＜「学校等」とは＞

- ・学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校、各種学校
- ・外国の教育施設
〔外国にあるもの〕その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本人学校、私立在外教育施設
〔国内にあるもの〕インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）、外国人学校（文部科学大臣が高校相当をして指定したもの）外国大学の日本校、国際連合大学
- ・認定こども園又は保育所 など

- (2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの

- ＜イ 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの＞
- ③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
 - ④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導へ対価など
 - ⑤ ③以外の役務提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭
- ＜ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの＞
- ⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの



税務・会計



今村会計事務所
所長・税理士 今村 修

会社紹介

昭和57年創業。相続税・事業承継対策、医療・社会福祉法人の会計指導・税務指導、経営計画の策定指導、経営審査等各種届出（行政書士業務）を主な業務内容とし、特に相続税・事業承継対策を中心に幅広い活動を行っている。

URL <http://imamura.ne.jp/>

「患者期待度アンケート」からの増患対策

1. はじめに

クリニックの増患対策の1つによく挙げられるのが「アンケート」です。患者情報を収集することで、患者ニーズを正確に知ることができ、適切な対応・対策を通して増患に繋がっていきます。「患者期待度アンケート」は、患者さまが自院に期待することと、その満足度を正確に知ることができる有効なツールです。

2. 従来の「患者アンケート」との違い・注意点

過去に「患者アンケート」を行った医療機関様も多いと思います。アンケートの目的は「患者さまの声」を集めるものですが、これまでにアンケートを取りっぱなしになったことはございませんか？

「患者期待度アンケート」は、「**クリニックの現状**」と「**患者さまの要望（期待度）**」が一致しているのか、期待度とのギャップがないのかなど「患者さまの声」が分かります。

そのためには**院長先生とスタッフ全員で取り組みましょう**。その結果が院内の雰囲気にも表れ、患者さまに対する接遇にも繋がり、院内の好感度、口コミにも繋がります。

改善は満足度が低い順からではなく、**期待度が高く（＝患者さまが一番望んでいること）、満足度との間にギャップが大きい事項から取り組みます**。

この時、アンケートにある自由記入欄も重要です。コストがあまりかからない改善項目もたくさんありますので、必ず新しい取り組みを実行して下さい。そして、院内に取り組みを掲示し、患者さまにも公開します。スーパー等で見かけるご意見箱と同じです。この時に出来ないことは出来ない、理由も明記して掲示すると同意が得られやすくなります。

また、アンケートの集計はコンサルタント等の第三者に依頼することで、回収率も上がり、より正確さが増します。

3. おわりに

「患者期待度アンケート」を実施すると、悪いことばかり書かれるのではないかと気にされる方もいらっしゃるかもしれません。しかし、考え方を変えれば、悪いことばかり書かれた方が良いのです。自院を良くするチャンスと考えれば、この機会に患者さまの声をたくさん聴き、改善することで必ず増患に繋がります。

以前に比べて患者さまの質の変化も起きています。その時代、時々の患者ニーズに合わせた環境作りも必要です。ぜひ一度「患者期待度アンケート」を実施してみましょう。

経営改善・
経営相談



会社紹介

平成19年6月、税理士法人 皇税理士事務所（現 皇&スターシップ税理士法人）医業コンサルティング部を法人化。
立地探しから行う開業支援や、法人設立支援、病医院のための友好的M&A、ISO審査など、皇経営グループの組織力を活かしたコンサルティングを展開。

株式会社メディカ・コンサルティング
代表取締役 松浦実利

URL <http://www.medicaconsulting.co.jp/>

「有期労働契約の新たな3つのルール！」

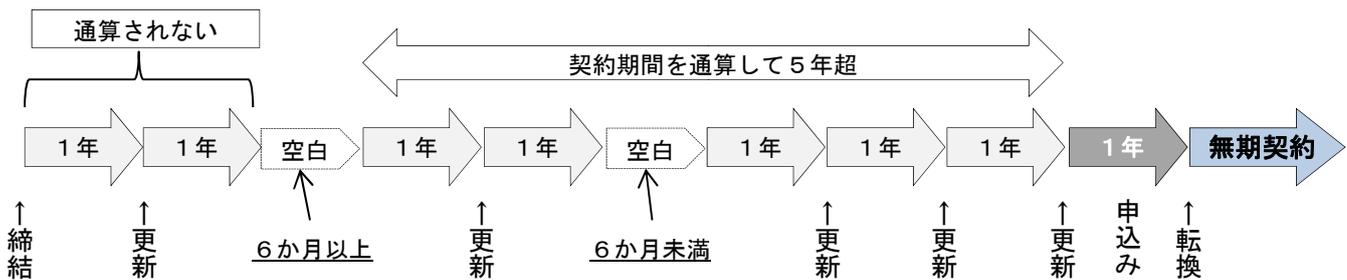
労働契約法の一部を改正する法律が平成24年8月10日に公布されました。この改正では、有期労働契約について、次の3つのルールが新たに設けられましたが、今回は、そのうち「無期労働契約への転換におけるクーリング」を解説します。

◆◆ 3 「雇止め法理」の法定化 ◆◆

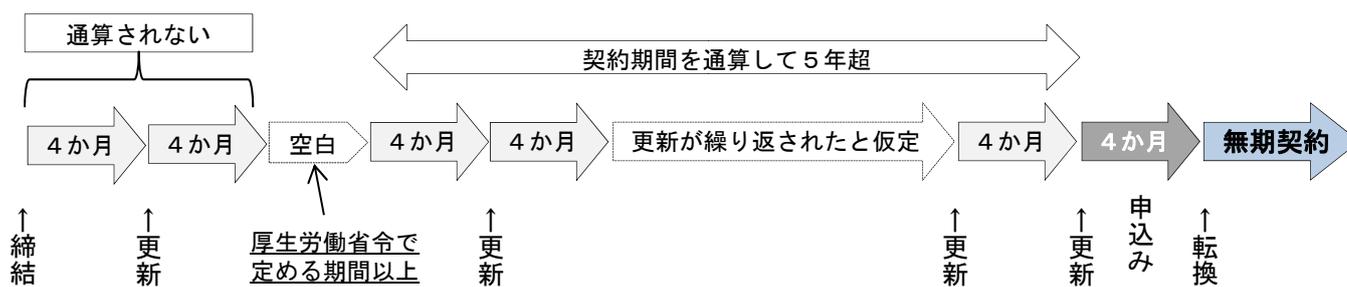
「同一の使用者との間で、有期労働契約が反復更新され、契約期間を通算した期間が5年を超える労働者が、無期労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者はその申込みを承諾したものとみなされる」というルールについては、前回解説しました。このルールを適用する際に、有期労働契約と有期労働契約の間に、空白期間（同一の使用者との契約がない期間）が、原則6か月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は、5年のカウントに含めないこととされています。これをクーリングといいます。クーリングされた場合、その要件に該当した空白期間後の契約期間から、通算契約期間のカウントが再度スタートします。

【クーリング】

- ① 空白期間の前の契約期間が1年以上の場合
例) 1年の有期労働契約の更新を繰り返す場合



- ② 空白期間の前の契約期間が1年未満の場合
例) 4か月の有期労働契約の更新を繰り返す場合



☆詳細は、厚生労働省のホームページからもご覧になれます。

しかし、要件が色々ある規定です。（特に、②の「厚生労働省令で定める期間」の求め方は複雑です。）是非、専門家である社会保険労務士にお尋ねください。次回は、不合理な労働条件の禁止について解説します。

労務管理



皇総合マネジメントオフィス
社会保険労務士法人ツインズ
野々市事務所代表社員
特定社会保険労務士

皇 康 祐

会社紹介

当オフィスは30年の伝統と歴史、信用を誇り、法令に基づいた人事労務管理のエキスパートとして、企業の健全な発展と明るい職場作りに努め、クライアントの皆様と共存共栄を図っていきます。

先月6月5日に、厚生労働省から平成24年人口動態統計月報年計の概況が発表されました。

出生数は103万7101人（対前年比1万3705人減少）で過去最小となり、死亡数は125万6254人（同3188人増加）で戦後最大を記録するなど昨年を引き続き出生数と死亡数の差である自然増減数は21万9153人減（同1万6893人減少）という大幅な減少になっています。

昭和46年～49年の第2次ベビーブームでは、1年間に200万人を超える出生数でしたが、昭和50年以降は減少を続け、今ではピーク時の半数といった状態です。

ちなみに、第1子出生時の母の平均年齢は上昇しており、平成24年は30.3歳（平成23年は30.1歳）となり、晩産化が進んでいます。

合計特殊出生率は1.41で、前年より0.02上昇、平成8年以来、1.4の水準を回復しました。

それは、30歳～34歳の女性の出生率上昇が影響したわけですが、女性人口（15～49歳）の減少傾向などから合計特殊出生率は上昇したものの、出生数は減少してしまったようです。

現在、次世代育成支援については現行制度の改善について検討がなされていますが、まずは平成26年4月1日より産前産後休業中の社会保険料の免除が始まります。

現在は、産後休業後の育児休業期間について保険料免除が行われていますが、それが産前休業からに拡大されるわけです。

休業がらみの社会保険料の手続きにおいて、意外に忘れやすいのが休業終了後の保険料の改定手続きです。

休業終了後に受け取る給与（報酬の額）が休業前の額と比べて変動している場合、大幅な賃金の変動が必要となる随時改定の要件に該当しなくても、申し出により標準報酬月額相当額を改定することができます。

つまり、固定的賃金の変更がなくても、標準報酬月額で1等級以上の差があれば、保険料を引き下げることができます。復帰のタイミングにより賃金計算期間の出勤日数が少なくなったなどの場合であっても保険料の改定を行うことができるということです。

他にも3歳未満の子を養育する期間の年金額計算の特例というのがあります。

この制度は3歳未満の子どもを養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育開始月の前月を下回る場合に、将来の年金額が不利にならないように従前の標準報酬月額で計算するものです。

しかも、支払う厚生年金保険料については低い方の標準報酬月額で計算してくれることになっています。

休業明けの女性社員の給与はしっかり見てあげる必要がありますね。

また、社会保険に加入していない国民年金の第1号被保険者に対する産前6週間、産後8週間に係る国民年金保険料の免除措置も検討されているそうです。

労務管理



会社紹介

私共の事務所は、完全経営者側の社会保険労務士という考え方に立っています。使用者と労働者の関係が複雑化する中で、少しでも経営者のお役に立てるようあらゆる面でのサポートを心がけており、よりよい職場環境作りのお手伝いをさせていただいております。

末正社会保険労務士事務所
所長 特定社会保険労務士 末正 哲朗

URL <http://www.office-suemasa.com>

ドクターのライフステージ① ～必要保障額を算出しよう～

●こんな悩みはありませんか？

「保険の見直しをしようと思い、コンサルタントや保険ショップに相談に行ったのですが、アドバイスする人によって考え方が違うのどうすればいいか迷ってしまいます。」

最近、このような相談が増えています。ショッピングセンターやロードサイドなどに複数の保険を比較できる保険ショップがあり、インターネットでの情報や保険の見直しに関する書籍・雑誌も書店に溢れています。

そういう時代背景もあってか、保険の選び方やご自分の加入している保険が適性なのかは相変わらずわからないという声が多いようです。

しかし、それぞれのアドバイスはある意味正しいといえます。保障を重視するのか、保険料を重視するのかどこに重点を置くかによって保険のアドバイスは違って来るからです。

しかし、万が一のとき「残されたご家族にとって、どのぐらいのお金がいつまであればいいのか」という点が大切です。

これを必要保障額といいます。この金額さえ押さえておけば、保険選びに失敗するリスクを大きく減らすことができます。

生活費は残された家族が安心して暮らし、それぞれが抱く将来の夢をかなえることができるように、現実的な生活保障資金を確保する必要があります。

また、「子どもを後継者に」「同じ医業の道を進んでほしい」といった願望を持つ医師は少なくありません。とはいえ、医業を志すための教育費は大変高額になります。お子様の将来の可能性を狭めないために、教育費もしっかり備えておくことが重要です。

また、事業ローン(住宅ローン)は、クリニックの開業資金や医療機器の導入、設備投資やスタッフの雇用など、借入金を活用しているケースがほとんどです。

万一の時には、ご家族や医療法人は突然これらの借入金の返済を迫られることになりかねませんので注意が必要です。

●必要保障額は年々減少

では項目ごとの費用はいつまで必要なのでしょうか。

例えば「生活費は退職するまで」、「教育費は子どもが医科大学を卒業するまで」といったように項目によって異なってきます。これを必要期間といい、目的別にいつまで必要なかを考えていきます。

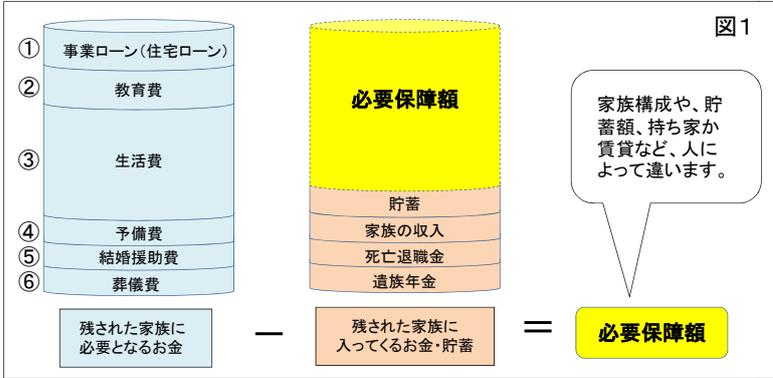
次に図2をご覧ください。奥様と子どもが2人いるA先生を例に必要保障額を算出してみました。もちろん家族構成や貯蓄額、持ち家か賃貸かなど人によって必要保障額は異なってきます。

ここで注意が必要なのは、事業ローン・住宅ローンです。

図2の①をご覧ください。現在の借入額は7,000万円あり、15年にわたって借入金を返済していくことになっていますので、ローン残高は毎年少しずつ減っていきます。15年間にわたり7,000万円の保障額は必要ありません。

黄色の三角形をご覧ください。奥様と子どもが2人いるA先生を例に必要保障額を算出してみました。もちろん家族構成や貯蓄額、持ち家か賃貸かなど人によって必要保障額は異なってきます。黄色の三角形をご覧ください。奥様と子どもが2人いるA先生を例に必要保障額を算出してみました。もちろん家族構成や貯蓄額、持ち家か賃貸かなど人によって必要保障額は異なってきます。

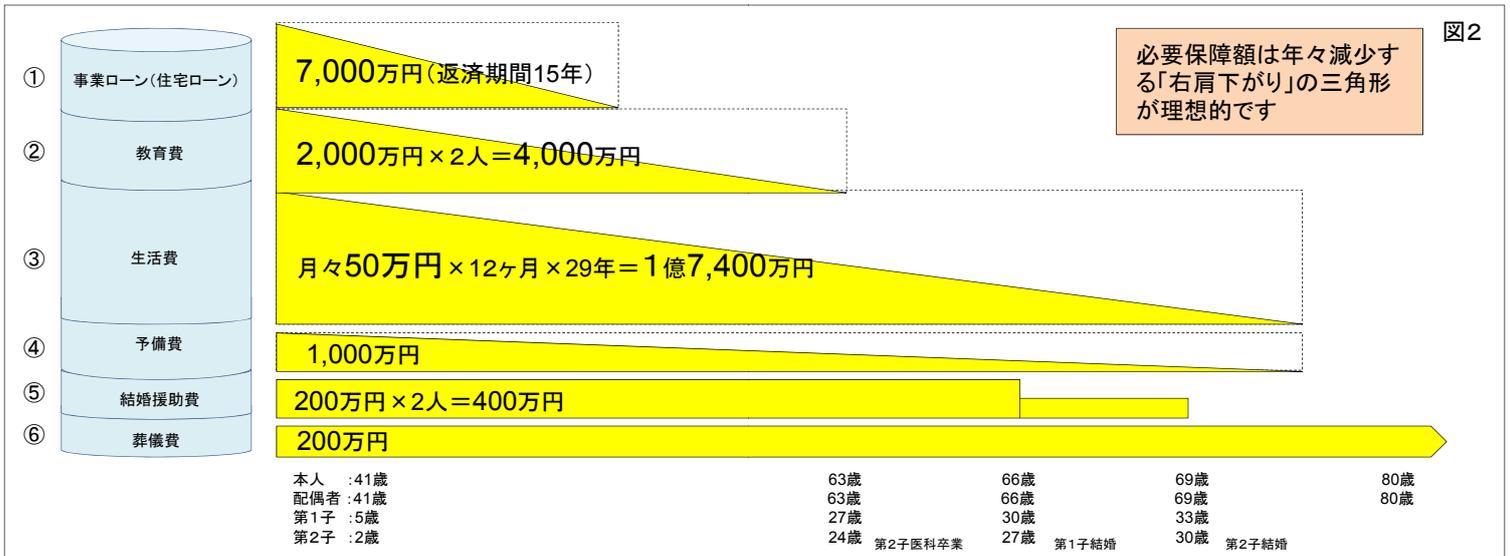
このように必要保障額は簡単に算出することができます。保険の見直しは結婚やお子様の誕生、自宅購入のタイミングに合わせて考えていただきたいと思います。



●必要保障額を算出しよう

では、必要保障額の算出とは？残された家族に必要となるお金から、残された家族に入ってくるお金・貯蓄を差し引けばよいということです。

図1をご覧ください。必要項目に分けて必要保障額を考えていきます。特に重要な項目は①事業ローン(住宅ローン)②教育費③生活費です。



保険・資産運用

株式会社リスクマネジメント・ラボ

金沢支店長 原 勝志



会社紹介

平成12年5月設立、本支店17拠点。全国23都道府県(北陸3県含む)の医師会・医師協同組合と連携し、医療機関経営という観点から、セミナー活動、情報提供、個別相談などを行っている。主な業務は、生命保険・損害保険の募集に関する業務、ファイナンシャルプランニング業務、資産計画の企画立案に関する業務、経営に関する講習会の開催に関する業務、企業の販売活動に関する人材育成のための教育及び育成業務など。

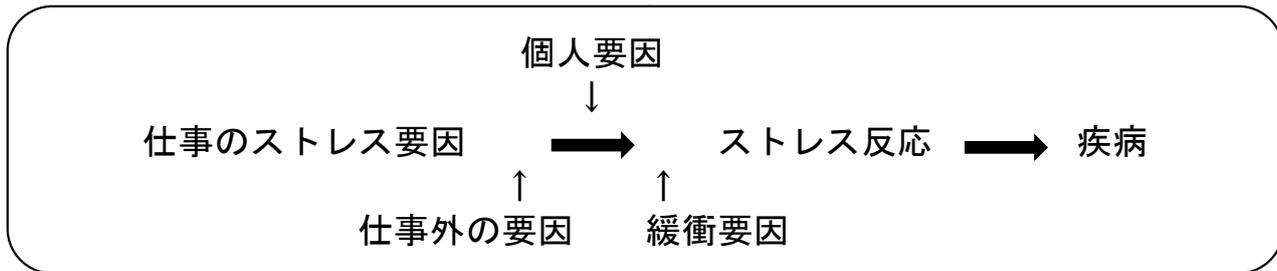
URL <http://www.rml.co.jp>

メンタルヘルス不全の予防と対策について

厚生労働省は、「労働者の心の健康の保持推進のための指針」（メンタルヘルス指針 平成 18 年 3 月策定）を定め、労働安全衛生法第 69 条を根拠として、職場のメンタルヘルス対策を推進しています。

労働者の心の健康を脅かす要因と疾病の因果関係について、米国国立職業安全研究所（NIOSH）の職業性ストレスモデルがあります。

【職業性ストレスモデル】 米国国立職業安全研究所（NIOSH）



ストレス反応の程度は、仕事外の要因、個人要因、緩衝要因によって修飾され、ストレス要因からストレス反応に至る過程には、様々な要因が影響を与え緩衝する作用があります。

緩衝要因とは上司や同僚、家族や友人からの社会的支援（ソーシャルサポート）です。職場での良好なコミュニケーションや安心して仕事ができる環境を整えることでストレス要因を軽減することができ、個人のモチベーションや組織のパフォーマンス力の向上も期待できます。

◆安心して医療行為ができる院内環境整備づくりを！

医療機関であればこそ本来の目的である予防への取り組みが必要です。

予防対策として、日々の仕事を通じて管理監督者が職員の気持ちに配慮し共感的態度で『聴く』ことも効果的です。

職員の様子に気を配り相手を否定したり批判したりせず共感的積極的に「聴く」ことで、円滑なコミュニケーションが醸成され信頼関係が築いていきます。医療従事者の心の安全は医療サービスの安全にも繋がります。

◆院内研修会の実施のご提案！

職員のメンタルヘルスに対する意識向上を図るために、導入研修を実施してみませんか。

<p>〈研修内容一例〉</p>	<p>「メンタルヘルス基礎知識」</p> <p>「積極的傾聴訓練」</p> <p>「管理職のためのラインケア教育」</p> <p>「自らのストレスへの気づきと対処」</p>
-----------------	--

◆弊社では、メンタルヘルス不全の予防対策への取り組みを支援いたします。

ぜひお気軽にお問い合わせください。

人財育成



自己紹介

地元新聞社グループ会社にて学会・全国大会等の運営やVIP接遇に携わり、その後市内ホテル勤務等を経て、専門学校では秘書検定・サービス接遇検定対策講座、就職指導などを担当。今までの経験や産業カウンセラー・キャリアコンサルタント等の資格を活かし、女性ならではの視点で医療機関をはじめとしたさまざまな組織と人材の成長をサポート支援しています。

株式会社メディカコンサルティング
コンサルティング部 坂上牧子

URL <http://www.mediciconsulting.co.jp/>

「個別相談会」申込書

下記をご記入の上、FAXにてお申込みください。

有限会社アイエム
よろず相談窓口（担当：山下・村井）
FAX:076 - 239 - 3821



ご希望日	月 日	[1部] 13時30分～15時	[2部] 15時～16時30分
	8月 1日(木)		
	9月 5日(木)		
	10月 3日(木)		

※ ご希望の枠に○印をご記入ください。ご希望が重複した場合は日時の調整をさせていただきます。

※ ご相談されたい内容について概要をご記入ください。(必須)

※ ご相談を希望されるコンサルタントがございましたらご記入ください。(任意)

医療機関名		
ご氏名	(役職:)	
ご氏名	(役職:)	
TEL		参加予定人数 (名)
FAX		

経営・税務・労務・保険・資産運用に
お悩みの先生方へのサービスを始めました!!

「個別相談会」

ドクターのための

- ✓ 赤字ではないのに、どうしてお金のことで悩まされるの？
- ✓ 医療法人化のメリットが本当に活かしているの？
- ✓ 投資信託や年金！銀行・証券・保険会社から勧められるままでいいの？
- ✓ 労使間トラブルについてどこに相談すればいいのかわからない？
- ✓ 顧問税理士に聞きにくいことがあるのだが、どうすればよいの？
- ✓ 第三者の専門家に確認したいが、適当な人が見当たらない

・・・等々、日頃の多くの疑問・悩みにお答え致します。

診療所・病院を経営されていく上で、経営・税務・保険等に関して「本音で聞いてみたいことがあるんだけど・・・」と思われている先生、配偶者の方も多いのではないのでしょうか。

(有)アイエムでは経営豊富なコンサルティングメンバーの専門家に「セカンドオピニオン」としてアドバイスを受けていただくべく、「個別相談会(無料)」を毎月1回、開催いたします。

どうぞお気軽にご利用いただき、この機会にスッキリ解決してください。

※ご相談いただきました内容等につきましては、守秘義務を厳守いたします。

相談会場	場所:石川県医師会・日赤共同ビル2階 石川県医師協同組合・(有)アイエム 会議室 住所:金沢市鞍月東2丁目48番地 TEL:076-239-3820		
相談料	無料		
相談日	時間帯は、[1部][2部]の いずれかからお選びください。	[1部] 13時30分～15時	[2部] 15時～16時30分
	8月 1日(木)	9月 5日(木)	10月 3日(木)
※毎月原則、第1木曜日に定例開催(但し、5月のみ第3木曜日に開催)			
コンサルタント	税務・会計	後出 博敏 (税理士法人ノチデ会計) 今村 修 (今村会計事務所) 松浦 実利 (株)メディカ・コンサルティング)	
	人事・労務	畠 健祐、畠 康祐 (社会保険労務士法人ツインズ) 末正 哲朗 (末正社会保険労務士事務所)	
	保険・資産運用	原 勝志 (株)リスクマネジメント・ラボラトリー)	

裏面「個別相談会申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
※予約制となりますので、相談日10日前までにお問い合わせいたします。